

平成30年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月28日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	西山	聖二	8番	倉持	純子
----	----	----	----	----	----

8 議 事

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

それでは第10回の総会を開催したいと思います。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

1月5日に新春のつどいがありました。出席された方はお疲れ様でした。インフルエンザ等の病気が流行っておりますので、皆さんもご注意いただければと思います。

それでは、日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、5番西山委員、8番倉持委員にお願いします。

続きまして、日程第3の議事に入ります。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。中村委員をお願いします。

【委員】

1月17日に山西、川匂地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、川匂の雲雀田に位置する農地1筆および前畑に位置する農地1筆の計2筆2,390㎡となっております。

対象地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われまます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第15号関係資料をご覧ください。

1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページ4ページに公図の写し、5ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は、かぼちゃ、にんじん、大根等の露地野菜となっております。

当該地は平成28年2月1日から平成31年1月31日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

1ページをご覧ください。利用権設定期間が1か月間となっております。こちらは、

相対での利用権設定を行っているものを3月から中間管理機構を利用した利用権設定に切り替える予定のため、1か月間となっております。申請者は中間管理機構を利用した利用権設定を希望されておりますが、中間管理機構を利用した利用権設定は手続きに時間を要し、3月からでないとう利用権設定が間に合わないため、空き期間をつくらないために2月の1か月間のみを相対で利用権設定を行う計画となっております。

そのため、2月総会で地権者から中間管理機構への利用権設定の案件が提出される予定となっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

借主は当該地を適切に耕作しており、引き続き権利設定をし、効率的な農地利用を図るということです。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

現地を見ると、作物が植わっているため、空き期間ができることは考えられないため、1か月の設定は必要になるかと思えます。

それでは、質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいようであれば、これよりお諮りします。議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。野谷茂委員をお願いします。

【委員】

1月17日に山西、川匂地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。申請地は、現在、農地として利用はされていない状況となっております。道路側から

高く立ち上がった農地となっておりますが、農地造成を行い地盤を低く平坦にするという事で、農地としての再活用が見込まれるため、農地造成の一時転用はやむを得ないと思われまゝ。委員皆様のご審議お願いいたします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第16号関係資料をご覧ください。

1ページの許可申請書をご覧くださいと思います。本案件は農地造成による一時転用となっております。農地造成は、造成面積が1,000㎡未満でかつ、切土、盛土が1メートル未満の場合は、農業委員会への届出となっておりますが、本案件は切土が1メートルを超えるため、一時転用の神奈川県許可案件となります。

農地造成の場合、造成期間、工事業者が権利設定を受けて造成を行うため、工事の間の一時転用となります。なお、譲受人は個人事業主であり、法人化されていないため「業者名」ではなく「個人名」での申請となっております。

転用計画の工事計画ですが、許可日から1か月の予定となっております。

2ページ、3ページをご覧くださいと思います。当該地は、二宮西中学校の北側に位置する川勾337-1の農地1筆となっております。

6ページの転用理由書をご覧ください。山林化した農地を伐採、抜根、土砂の搬出を行い、現況より平坦にし、農地として利用していくといった内容となっております。

7ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の北側に地権者が居住する住宅がございます。農地の地権者住宅側を切土し、低く平坦にすることで、今後農地として活用していく計画となっております。

なお、今後、地権者の住宅部分を宅地分譲する予定があり、道路を拡幅する必要があるため、当該農地の一部分を道路として、農地転用がされる予定となっております。

当該地につきましては、農地転用の許可を受ける前に農地造成を業者が始めていたため、工事を中止させ、土のうやトンパックの設置および土を戻し原状復旧をさせた状況となっております。正式に農地転用の許可後、工事を再度進める予定となっております。

本案件については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

5条と3条との違いはなんなのですか。3条で申請することはできないのでしょうか。

【事務局】

3条は農業のやり手が農地を購入等して、農業経営の規模拡大するものとなっております。5条につきましては、農地転用になりますので、農地として利用せず、かつ所有権を移す若しくは、誰かに貸すというものとなっております。なお、4条の場合には農地転用ですが、所有権等が変わらないものとなっております。農地として利用していくのかどうかというところで3条、4条、5条と取り扱いが異なるようになります。

【議長】

3条というのは農地を農地として利用していくための所有権移転又は貸借。4条、5条というのは農地以外にするもの又は一時的に農地以外で使用する場合。それが基本的な違いです。4条というのは所有者が変わらず、自分で利用していく場合。5条というのは相手に権利を譲る場合や貸すといった場合。今回が5条の申請となっているのは業者が工事を行う1か月分を許可するかといった内容となっております。そういう意味で今後農地として利用はされるのですが、一時的に業者が造成工事を行うため5条の一時借用で申請がされております。

【委員】

譲受人と譲渡人の関係が分からないのと、農地造成なのにこういった申請が必要になるのか。1メートルを超える切土があるため申請が必要ということは理解したのですが、開発で1回の申請でやってしまえばいいのではとも思うのですが。

【事務局】

二宮町では届出は昨年にもあったのですが、農地造成で一時転用が出てくるケースがなく、たしかに畑を造成して、また畑とて使うのになぜ転用が必要かということもありますが、この案件につきましては造成工事をしている間、一時的に農地として使えなくなってしまうため、その一時期につきましては、その間業者に権利を移して、許可制でやり、その後、農地として戻っていることをきちんと確認を行うということでこういった手続きとなっております。

【議長】

二宮町では農地造成の案件はほとんどありませんが、常設では農地造成や東名工事に伴う一時借用の案件がよく出てきます。あれだけの工事をやる場合、クレーン置場やヤードがないので、こういった一時転用がよく出てきます。規模としても何千㎡といった

規模のものがよくあります。重要文化財の掘削で一時工事が止まってしまう場合もあるので、それに伴いまた近接の農地で一時借用が発生するといったケースもあります。このように農地を一時的に利用する場合、このような農地転用になります。一時転用の場合、復元行為があるので転用よりも厳しいこともあります。

その他にご質問ありますか。

【委員】

営農計画書をつけなければいけない理由は。

【事務局】

本申請は農地造成で今後農地として利用していくといった内容になっておりますので、造成した後の使い方をきちんと考えられているのかを確認させていただくという意味で営農計画書を添付していただいております。ただ、営農計画書の中でも面積が小さいので出荷するほどでもないとありますが、ご自宅の前の農地ということもあり、家庭菜園程度になるかもしれませんが、活用されていない農地を使いたいということで確認をさせていただいております。

【議長】

その他によろしいですか。それでは、これよりお諮りします。議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会